

一般社団法人全国地方銀行協会 ライフサポート団信制度の概要

特徴	この2つの保険は、一般社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、会員銀行(以下、「銀行」といいます)を保険金受取人とし、銀行から住宅ローン等を借り入れている賦払債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中に支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である銀行に支払い、その保険金が被保険者の債務の返済に充当されます。なお、賦払債務者が複数の場合は、主たる賦払債務者1名でのご加入だけでなく、設定した付保割合に応じて複数名でのご加入も可能です(※)。 ※付保割合を設定した複数名でのご加入については、取り扱いをしていない銀行もあります。 ※2020年7月1日以降に債務引受等により中途増額した部分、または分割融資のうち2020年7月1日以降に融資実行した部分はリビング・ニーズ特約が付保されます。2020年6月30日以前に融資実行した部分はリビング・ニーズ特約が付保されておりません。																				
保険金等名称	死亡保険金	リビング・ニーズ特約保険金	高度障害保険金	3大疾病保険金	長期就業不能保険金																
保険金額	債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(過減)します。 加入申込一人あたりの保険金限度額は、他の会員銀行からの借り入れも含めて、「地銀協住宅ローン団信制度」、「地銀協がん団信制度」、「地銀協3大疾病団信制度」、「地銀協ライフサポート団信制度」、「地銀協ダブルサポート団信制度」および「地銀協引受緩和団信制度」を通算して2億円、かつ「地銀協ライフサポート団信制度」は他の会員銀行からの借り入れも含めて通算して1億円、かつ「地銀協ダブルサポート団信制度」は他の会員銀行からの借り入れも含めて通算して1億円となります。限度額を超える保険金についてはお支払いいたしません。																				
保険金等が支払われない場合	(1)告知義務違反による解除(「4.告知義務違反による解除について」をご参照ください) (2)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (3)重大事由による解除の場合(反社会的勢力に該当すると認められた場合等を含む) <table border="1"><tr><td>(1)保障開始日よりも前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態や急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき(その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしてもお支払いの対象とはなりません)</td></tr></table> <table border="1"><tr><td>(1)保障開始日から1年以内に自殺されたとき</td><td>(1)保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき(被保険者が本人がその事實を知っているといないとにかくわらずお支払対象外です)</td><td>(1)保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失(2)被保険者の犯罪行為(3)被保険者の精神障害(お支払対象とならない精神障害については、重要事項に関するご説明の18頁をご参照ください)(4)被保険者の泥酔の状態を原因とする事故(5)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故(6)被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故(7)被保険者の薬物依存(お支払対象とならない薬物依存については、重要事項に関するご説明の18頁をご参照ください)(8)被保険者の妊娠、出産(9)頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(その症状の原因の如何を問いません)(10)地震、噴火または津波(その程度により全額または削減してお支払いする場合があります)(11)戦争その他の変乱(その程度により全額または削減してお支払いする場合があります)</td></tr><tr><td>(2)被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき</td><td>(2)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき</td><td>(2)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物の再発・転移等と認められるとき</td></tr><tr><td>(3)保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき</td><td>(3)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき</td><td>(3)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物の再発・転移等と認められるとき</td></tr><tr><td>(4)戦争その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき</td><td>(4)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき</td><td>(4)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物の再発・転移等と認められるとき</td></tr><tr><td>(5)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき</td><td>(5)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物の再発・転移等と認められるとき</td><td>(5)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物の再発・転移等と認められるとき</td></tr></table>					(1)保障開始日よりも前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態や急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき(その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしてもお支払いの対象とはなりません)	(1)保障開始日から1年以内に自殺されたとき	(1)保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき(被保険者が本人がその事實を知っているといないとにかくわらずお支払対象外です)	(1)保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失(2)被保険者の犯罪行為(3)被保険者の精神障害(お支払対象とならない精神障害については、重要事項に関するご説明の18頁をご参照ください)(4)被保険者の泥酔の状態を原因とする事故(5)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故(6)被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故(7)被保険者の薬物依存(お支払対象とならない薬物依存については、重要事項に関するご説明の18頁をご参照ください)(8)被保険者の妊娠、出産(9)頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(その症状の原因の如何を問いません)(10)地震、噴火または津波(その程度により全額または削減してお支払いする場合があります)(11)戦争その他の変乱(その程度により全額または削減してお支払いする場合があります)	(2)被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき	(2)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき	(2)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物の再発・転移等と認められるとき	(3)保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき	(3)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき	(3)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物の再発・転移等と認められるとき	(4)戦争その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき	(4)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき	(4)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物の再発・転移等と認められるとき	(5)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき	(5)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物の再発・転移等と認められるとき	(5)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物の再発・転移等と認められるとき
(1)保障開始日よりも前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態や急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき(その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしてもお支払いの対象とはなりません)																					
(1)保障開始日から1年以内に自殺されたとき	(1)保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき(被保険者が本人がその事實を知っているといないとにかくわらずお支払対象外です)	(1)保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失(2)被保険者の犯罪行為(3)被保険者の精神障害(お支払対象とならない精神障害については、重要事項に関するご説明の18頁をご参照ください)(4)被保険者の泥酔の状態を原因とする事故(5)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故(6)被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故(7)被保険者の薬物依存(お支払対象とならない薬物依存については、重要事項に関するご説明の18頁をご参照ください)(8)被保険者の妊娠、出産(9)頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(その症状の原因の如何を問いません)(10)地震、噴火または津波(その程度により全額または削減してお支払いする場合があります)(11)戦争その他の変乱(その程度により全額または削減してお支払いする場合があります)																			
(2)被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき	(2)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき	(2)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物の再発・転移等と認められるとき																			
(3)保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき	(3)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき	(3)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物の再発・転移等と認められるとき																			
(4)戦争その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき	(4)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき	(4)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物の再発・転移等と認められるとき																			
(5)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき	(5)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物の再発・転移等と認められるとき	(5)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物の再発・転移等と認められるとき																			
保障開始日	融資実行日(債務引受の場合は債務引受日)または生命保険会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。																				
これらの契約からの脱退	<input type="radio"/> 融資を受けた銀行の賦払債務者でなくなったとき <input type="radio"/> 保険金のお支払事由に該当したとき																				

(備考)

*1:「所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態のことをいいます。①両眼の視力を全く永久に失ったもの、②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの、③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

*2:悪性新生物の診断確定について、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定を認めることがあります。

*3:「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

(1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を入れさせるための施設を有する診療所
なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

(2)前号の場合と同等の日本国外にある医療施設
急性心筋こうそくおよび脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、次の①~④に該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。①開頭術、②開胸術、③ファイバースコープ術、④血管・パケットカテーテル手術

*4:余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行ないます。

*5:「病院」または「診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

ア 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
イ 上記アの場合と同等の日本国外にある医療施設

・「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

・「治療を目的とした入院」には、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を伴わない人間ドック検査などは該当しません。

・「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等(病院および診療所以外の場所をいいます)で治療、養生に専念することをいいます。

保険正式名称 3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 団体信用就業不能保障保険

引受け保険会社 複数の生命保険会社による共同引受け 明治安田生命保険相互会社
(事務幹事会社:明治安田生命保険相互会社)

●上記「一般社団法人全国地方銀行協会 ライフサポート団信制度の概要」は、地銀協ライフサポート団信付住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したものであります。

●これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および、「申込書兼告知書」裏面の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

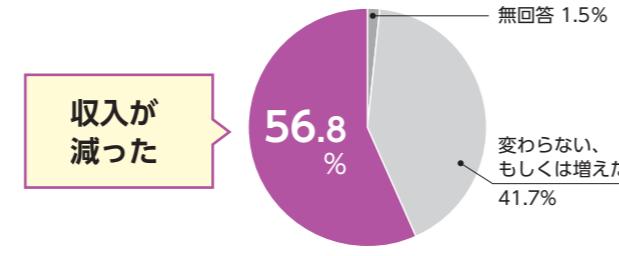
お客様の「万が一の備え」に「ケガや病気の備え」をプラスして住宅ローンのご返済に安心をお届けします。

! 働けなくなることなんてあるの？

住宅ローンで心配なのは、
万が一の時よりも、
働けなくなってしまったり、
ケガや病気により収入が
減ってしまった時。
それでも住宅ローンの
支払いは残ります。

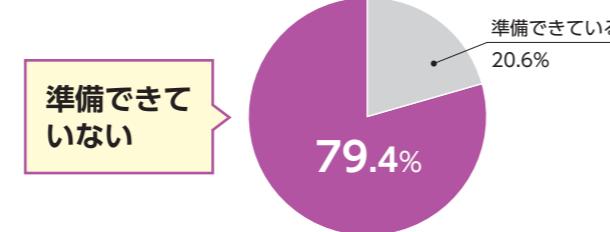
がん、脳卒中、急性心筋梗塞も、
早期発見・早期治療で治る時代。
でも、その後の生活は大きく変わります。

■がん罹患による収入への影響の有無(個人の収入)



東京都福祉保健局
「がん患者の就労等に関する実態調査」報告書
(平成26年5月)

■世帯主が病気やケガのため 長期間働くことができなくなった場合の生活資金の準備状況



(公財)生命保険文化センター
平成27年度「生命保険に関する全国実態調査」

ケガや病気

保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の就業不能状態^{(*)5}となり、その状態が3カ月を超えて継続したとき

就業不能状態の継続期間4～12カ月

毎月の返済額を保障

「所定の就業不能状態」について^{(*)5}

以下の「入院」または「在宅療養」をしている状態を、保険金等のお支払い対象といたします。

「入院」

「病院」もしくは「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること

▶上記の「病院」もしくは「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所

②上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設

▶上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院もしくは診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること

①身のまわりのある程度のことはできるが、しづかに介助が必要で、日中の50%以上は就寝しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの

②身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就寝を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

▶上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等(病院および診療所以外の場所をいいます)で治療、養生に専念することをいいます。

「在宅療養」

就業不能状態が12カ月を超えたら

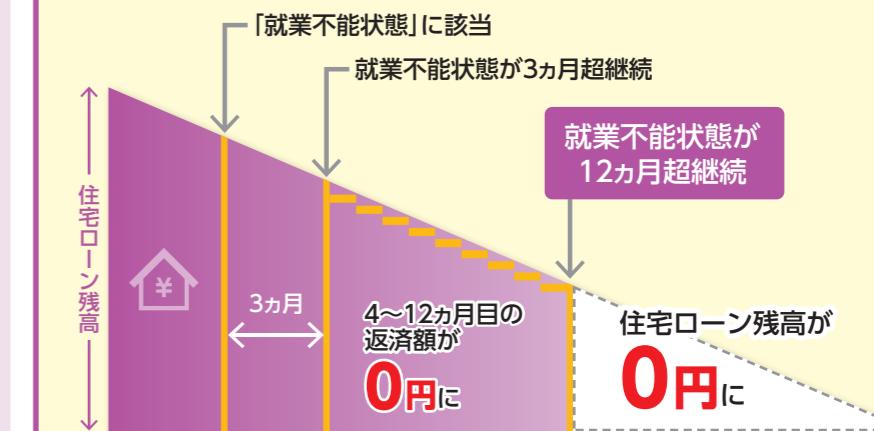
ケガや病気で
働けなくなった場合の
住宅ローンのご返済に安心を。



ケガや病気により
所定の就業不能状態が一定期間
継続したとき

住宅ローン残高が 0円に

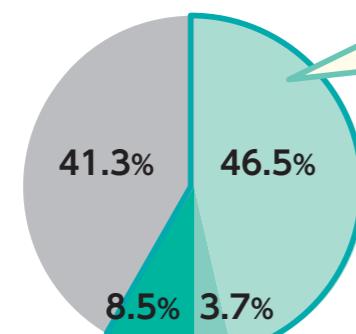
0円に



! そんな大きな病気にはめったにならないでしょ？

3大疾病(悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中^(注))は、
死亡原因の上位を占める疾病です。

■病死者数(20～64歳)
に占める割合



病死された方のうち
約60%は3大疾病が原因

出典:厚生労働省
「平成30年 人口動態統計」
※病死者数:不慮の事故・自殺・他殺、
その他の外因を原因とする者を除く死亡者数

がん

所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき^{(*)2}

脳卒中

保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき

- 所定の脳卒中を発病し、その脳卒中に治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき^{(*)3}
- 所定の脳卒中を発病し、その脳卒中に初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき

急性心筋こうそく

保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき

- 所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくの治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき^{(*)3}
- 所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき

! 万が一の事なんて考えたくない！

万が一が起こってしまった時には多くの不安に直面します。

死 亡

死亡されたとき

高度障害

保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態になられたとき^{(*)1}

「死亡」または「高度障害状態」に該当されたとき
「余命6ヶ月以内」と判断されるとき^{(*)4}
「がん」と診断確定、
「脳卒中」、「急性心筋こうそく」により所定の
状態に該当されたとき

住宅ローン残高が 0円に

0円に

